

秋田県公安委員会告示第 1 0 8 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき告示する。

令和元年11月1日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

- 1 認定を取り消された者
 - (1) 名称
ワイ・ディー・シー株式会社
 - (2) 住所
横手市大町6番29号
 - (3) 代表者
平 田 晃 郎
- 2 施設の名称
横手自動車学校
- 3 施設所在地
横手市赤坂字喜連森116番地
- 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号から第4号及び第6号から第8号に掲げる課程
- 5 認定取消年月日
令和元年10月18日

秋田県公安委員会告示第 1 0 9 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき告示する。

令和元年11月1日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

- 1 認定を取り消された者
 - (1) 名称
ワイ・ディー・シー株式会社
 - (2) 住所
横手市大町6番29号
 - (3) 代表者
平 田 晃 郎
- 2 施設の名称
湯沢自動車学校
- 3 施設所在地
湯沢市山田字下宿川原31番地の33
- 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号から第8号に掲げる課程
- 5 認定取消年月日
令和元年10月18日